

共済業界初地震による休業も補償！！

共済金の活用

休業対応応援共済

茨城県では近年、竜巻や水害・雪害など自然の猛威にさらされています。

このような自然災害に対する休業補償に、皆様から強い要望があった地震に対する補償を追加した『休業対応応援共済』の取り扱いを開始いたしました！！

◇ 補償内容

地震・噴火・津波による休業も補償！！

地震・噴火



津波



火災



落雷



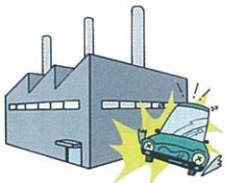
破裂爆発



風・ひょう・雪災



外部からの物体の落下・衝突



給排水設備の事故などによる水濡れ



盗難による建物の損壊など



水災



これらの災害により**建物**に損害が生じ事業活動が完全に休止した場合、その損失

に対し、建物の損害状況により、**休業日数に応じて共済金をお支**

払いいたします。

共済掛金の計算方法

<p>1. 約定日額の設定</p> <p>約定日額 = 年間粗利益額 ÷ 年間営業日数 × 0.7 以内で設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約定日額は四捨五入して1万円単位で設定します。 ・営業日数には半日営業や短時間営業も含めます。 ・年間粗利益額とは、加入する直前の事業年度における売上高から、業種により商品仕入高、製造原価、食材費を差し引いた残高。共済契約者の事業における人件費を含みます。 	<p>2. 構造級別を判定</p> <p>a級 コンクリート造・鉄骨造など b級 木造など（a級構造以外）</p> <p>※火災共済証書に記載の構造級別により a級……火災共済証書1級・2級と記載 b級……火災共済証書3級と記載</p>
<p>3. 全損約定日数と一部損約定日数の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全損約定日数（定休日を除いた6ヶ月間の営業日数に応じて90日～180日の間で10日刻みで設定） ・一部損約定日数（30日、60日、90日）のいずれかの日数 	<p>4. 共済掛金の算出</p> <p>共済掛金 = 約定日額1万円あたりの共済掛金 × 約定日額</p>

【約定日額の設定例】 年間粗利益額 2,000万円 年間営業日数 300日の場合
 $20,000,000 \text{円} \div 300 \text{日} \times 0.7 = 46,666 \text{円}$ ※四捨五入により1万円単位 $\approx 50,000 \text{円}$
 約定日額は50,000円までの範囲で選択いただけます。

共済金の支払例

共済金の支払いは二通り

全損応援共済金……ご契約建物の損害が80%以上の場合にお支払い

一部損応援共済金……ご契約建物の損害が80%未満で事故日を起算日として4日以上連続して事業活動を完全に休止した場合にお支払い

○約定日額 5万円 全損約定日数 150日 一部損約定日数 60日の場合

【例1】 火災により契約建物が全焼してしまった→全損応援共済金対象

5万円 × 150日 = 7,500,000円のお支払い

【例2】 風災により契約建物の屋根が飛ばされ、建物の復旧に40日、営業再開まで更に10日かかった。
→一部損応援共済金対象 休業日数50日認定

※一部損応援共済金は休業日数分（一部損約定日数を限度）にお支払いします。

5万円 × 50日 = 2,500,000円のお支払い



契約の限度

契約限度は**全損応援共済金 3,000万円** **一部損応援共済金 1,500万円**が限度となります。

※建物の構造、新耐震設計基準の有無、業種や事業規模により全損応援共済金 1,000万円限度 一部損応援共済金 500万円限度となります。詳しくはお問合せ下さい。

契約条件

火災共済または火災保険に加入していること、他の休業補償共済や店舗休業保険等に加入していないことが条件となります。

また、建物の規模、事業内容等によりご加入できない場合がございます。詳しくはお問い合わせ下さい。


お見積りや共済のお申込は・・・

火災共済（保険）証書、約定日額は粗利を基に設定いたしますので、
申告書類や決算書類等をご用意のうえ**最寄りの商工会**まで


お問い合わせください。



【取扱組合】

 茨城県火災共済協同組合
 茨城県水戸市桜川2-2-35 県産業会館8階

【元受団体】

 全日本火災共済協同組合連合会
 東京都中央区日本橋浜町2-11-2